

令和7年版

まっぶし農委だより



ドローン事業者による空中散布デモンストレーション

目次

表紙

会長あいさつ、農業委員紹介ほか	P 2
農地の適正管理、野焼きについてほか	P 3
病害虫イネ斑点米カメムシ類について	P 4
地域計画、農地中間管理事業について	P 5
第51回松伏町農業収穫祭・第51回松伏町農業収穫祭表彰式	P 6
JAさいかつ管内標準的農作業料金	P 7
松伏町賃借料情報、松伏ふれあい直売所ほか	P 8

農業委員会会長あいさつ



松伏町農業委員会
会長 山崎 久俊

コロナ禍社会の異常事態から平穏な生活が戻りつつある中、去年は、能登半島地震や9月の能登半島豪雨により二重の災害に見舞われ、被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

また、日本国内でも異常気象により、台風の発生や線状降水帯が発生し、甚大な被害が発生し暗いニュースが多数報道されていました。

しかし、暗いニュースばかりではなく、パリ2024オリンピック、パラリンピックでは、それぞれ40個を上回るメダリストが誕生しました。国民に感動と希望を与えていただき、日本人の底力を垣間見る大会ではなかったでしょうか。

さて、松伏町内の令和6年の水稻栽培の状況ですが、本町の田の耕地面積は約420ha東京ドームが約90個分です。水稻生産は本町における一大産業となっています。本町的水稻生産では主食用米の他、パンや麺用途の米粉用米、米菓用途の加工用米、飼料用途の飼料用米など様々な水稻生産が行われており、このうち、皆さんが食する主食用米は、コシヒカリ・彩のきずな・彩のかがやきなどを中心に、多様な品種が生産されています。

通常、主食用米の水稻生産量は「田1反（約1,000㎡）あたり約7～8俵（30kg米袋で14～16袋）」収穫できるとされていますが、今年の本町的水稻生産では、晩生品種など作期が遅めの生産を中心に大きな減収に見舞われ「田1反あたり約2俵（30kg米袋で4袋）」など多数の減収報告がありました。

この減収の原因は、主に夏期の異常高温及びイネカメムシの大量発生で不稔籾（籾殻の中にお米が実らないこと）が多く発生したことであると推測されています。

これらの収穫米には、白未熟粒や斑点米といった品質の悪いお米が含まれており、皆さんが食する主食用米として流通させるための選別後には、さらに収量が下がることとなります。

今後の水稻生産においては、品種選定、高温耐性米への転換や一般防除から地域一丸となつてのドローンによる全面防除体制への切替など、ますます創意工夫が必要と感じられます。

農業を営む方たちにとって良い一年になるようご祈念申し上げ農業委員会だより発行にあたってのご挨拶といたします。

農業委員を紹介します

任期：令和7年4月6日まで

総務協議会				農地協議会			
役	職	氏 名	地 区	役	職	氏 名	地 区
会	長	山 崎 久 俊	上赤岩	会	長職務代理	高 橋 実	魚 沼
総	務 委 員 長	永 野 浩 司	下赤岩	農	地 委 員 長	岡 野 正 幸	金 杉
総	務副委員長	須 賀 喜佐子	上赤岩	農	地副委員長	藤 江 健 広	大川戸
委	員	横 川 朝 治	大川戸	委	員	岡 田 嘉 男	田 島
委	員	石 塚 要	松 伏	委	員	鈴 木 洋 子	大川戸
委	員	柴 田 光 善	魚 沼	委	員	小 島 康 平	築比地
委	員	竹 内 隆	上赤岩	委	員	八 木 大 輔	松 伏

○主な活動内容 農地法等法令に定められた許認可業務、農業担い手への集積集約化、遊休農地の発生防止・解消など。

※総務協議会の主な所管事務は、法人化、農業経営の合理化、農業者への情報提供など。

※農地協議会の主な所管事務は、農地の利用の確保、利用集積、効率的な利用の促進など。

農地利用最適化推進委員を紹介します

任期：令和7年4月6日まで

氏 名	地 区	氏 名	地 区	氏 名	地 区
三反崎 善 隆	上赤岩	舩 田 晃	大川戸	山 崎 富 康	下赤岩
砂 川 進	田 島	小 島 雄 一	築比地・金杉	滑 川 浩	魚 沼
内 藤 玉 江	松 伏				

○主な活動内容 担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など。

農地の適正管理と不法投棄について

休耕農地は、火災やごみの不法投棄、病虫害の発生、野生動物の住処などの原因となり、近隣住民や農地に悪影響を及ぼします。農地所有者・耕作者は、定期的に草刈りをするなど地先の道水路の管理をしていただきますようお願いいたします。

また、不法投棄を発見した場合は、埼玉県で産業廃棄物に関する不法投棄の通報制度を開設しています。フリーダイヤルで24時間通報を受付していますので、産業廃棄物の不法投棄を見つけた場合は、不法投棄110番：0120-530-384までご連絡をお願いします。



もみ殻、稲わらなどの野焼きについて

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「埼玉県生活環境保全条例」により原則禁止されています。ただし、例外規定として農業を営むためやむを得ない焼却は認められています。この例外規定に該当する場合であっても、近隣からの苦情、煙による交通の妨げなど、周囲の生活環境が損なわれる場合は、指導の対象となりますのでご注意ください。農業上やむを得ない野焼きをする場合は、風向き、燃やす量、時間帯などに十分注意し、必ず火元から離れずに作業をお願いします。



相続などにより農地を取得した場合には届出が必要です

農地法により、農地を相続又は時効取得などにより取得した場合には、当該農地がある市町村の農業委員会に届出が必要です。

届出の期間は、農地の権利を取得した日を知った日から概ね10か月以内となっています。

なお、この届出により権利取得の効果が発生するものではありませんのでご注意ください。

農地転用をする場合は、農地法の許可申請または届出が必要です

農地を耕作以外の目的で使えるようにすること（例：宅地や駐車場、資材置場など）を農地転用といいます。農地転用するには、市街化調整区域では、県知事の許可が必要となり農地法の許可申請が必要になります。市街化区域の農地転用は、農地法の届出が必要になります。

許可を受けずに転用を行った場合は、農地法違反になります。農地の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復命令などを命ずることができます。

また、厳しい罰則が適用され3年以下の懲役または、300万円以下の罰金になります。（法人の場合は、1億円以下の罰金）

農地転用をお考えの方は、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

農地改良(埋め立て)をする場合は、許可または届出が必要です

農地改良とは、農地への盛土などで農地の保全若しくは、利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為です。残土の処分を目的として行うものではありません。

農地を農地として利用するものですが、県知事の許可や農業委員会への届出が必要です。

埋め立て面積が1,000㎡未満かつ工事期間が1ヵ月以内の場合は、届出となります。それを超えるものは、県知事の許可が必要となります。

農地改良をお考えの方は、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

病害虫イネ斑点米カメムシ類（イネカメムシ、ホソハリカメムシ）について

近年、埼玉県内では、イネカメムシ類（イネカメムシ、ホソハリカメムシ）の記録的な大量発生が観測されています。イネカメムシ類は、主に米等の農作物に甚大な被害を与え、米の収穫量、品質に多大な影響を与えています。松伏町内でも甚大な被害を受けています



犯虫の特徴

秋から冬にかけての越冬期は、ススキ等雑草の根元や枯葉の中等に生息している。米の出穂期である夏頃に水田に飛来し農作物に被害を及ぼします。

被害内容

出穂期の籾を吸汁し不稔米を生じさせる。被害を受けた米は直立穂となり減収被害を受け、甚だしい場合は、収穫皆無となる。穂揃期以降は、稲穂の基部に加害をし、斑点米を生じさせ、品質低下の被害を及ぼします。



斑点米



不稔による直立穂

防除対策等

- イネカメムシ、ホソハリカメムシなど比較的大型のカメムシ類は、寄生頭数が少ない場合でも大きな被害につながる可能性があるため、これらの大型種を本田で確認した場合は、必ず薬剤による防除を実施する。
- 出穂期～開花期頃にイネカメムシの集中加害を受けると著しい不稔が発生することがあるため、イネカメムシの多発ほ場では、出穂期～穂揃期（不稔対策）及び出穂期の7～10日後（斑点米対策）の2回、薬剤による防除を実施する。
- 生息場所の水田畦畔や休耕田等の雑草管理（除草）を丁寧に行う。ただし、斑点米カメムシ類を水田へ追込み被害が拡大する恐れがあるので、出穂前2週間と出穂後2週間は除草を行わない。
- 周辺より出穂の早い品種・作型、あるいは周辺より出穂の遅い品種・作型では、被害が集中しやすいので防除を徹底する。
- 農薬による蜜蜂への影響を軽減させるために、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け、可能な限り早朝又は夕刻に行うなどの対策を講じる。

地域計画について

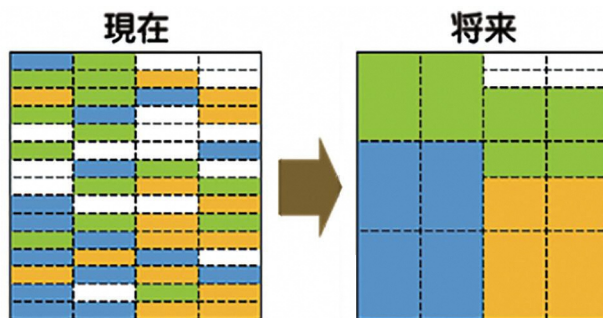
地域計画とは、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを加速化することが喫緊の課題となっています。

松伏町では、各地域において地域における農業の将来のあり方や農地の集積・集約化等の目標を定める「地域計画」を策定することになりました。

現在、地域ごとに農業者の将来の在り方等を協議し、協議を実施した地域から随時公表しています。

また、目標地図についても農地1筆ごとに将来の利用者を明確にした目標地図を作成しています。

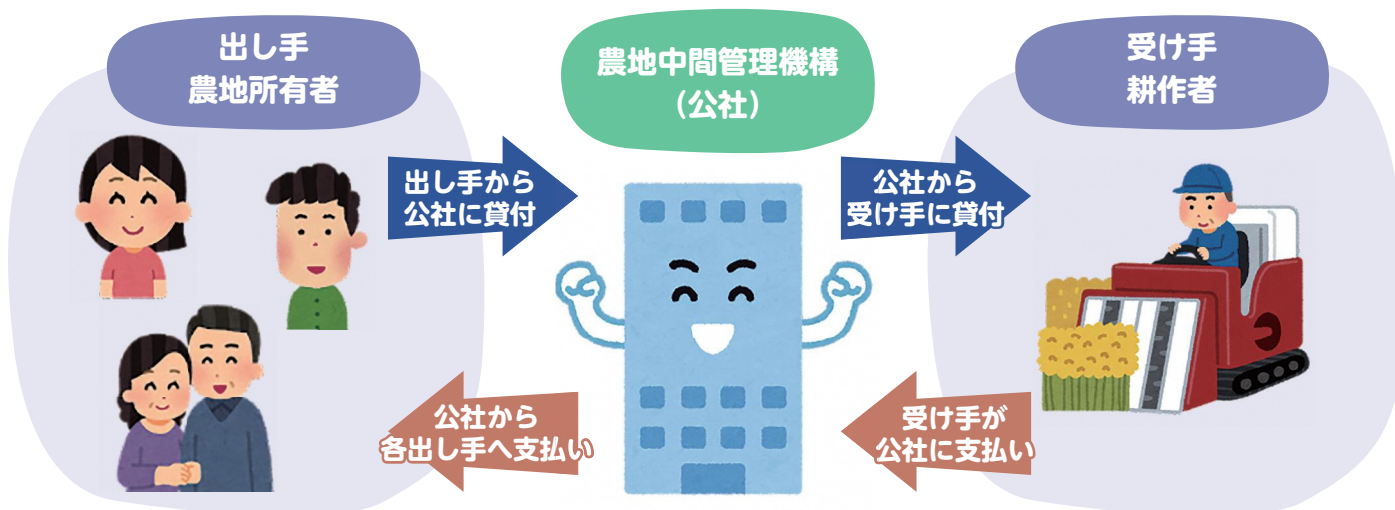
今後公表をする予定ですので町ホームページをご確認ください。



貸借で耕作地をまとめる

農地中間管理事業について

農地中間管理事業は、市街化区域等を除いた地域を事業実施地域として、農地の利用の効率化及び高度化を促進するため、埼玉県農地中間管理機構（(公社)埼玉県農林公社）が農地所有者から農地を借受け、借受けた農地を耕作者に貸付け、まとまった農地を耕作できるようにすることを目的とした事業です。



【メリット】

- 農地法の許可を受けることなく、農地に賃貸借等の権利を設定することができます。
- 契約期間終了後は、農地は所有者へ戻ります。(再度、貸付けることも可能)
- 賃借料がある場合は、機構がまとめてお支払いします。
- 所有者が多数いても契約は機構とだけなので、賃借料の支払い等の事務が軽減されます。
- 所有する全農地（10a未満自作地は除く）を新たに、まとめて、10年以上の期間で貸付けた方は、固定資産税が以下の期間中1/2に軽減されます。

（●15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間・10年以上の期間で貸し付けた場合には、3年間）

※軽減は令和8年3月31日で終了ですが、改正法案が成立した場合、適用期限が2年延長されます。

令和7年4月1日以降からは、農地中間管理事業による貸借のみとなります。現行の利用権設定は、廃止となります。令和7年度以降に現行の利用権の満期を迎える農地の所有者、耕作者の方には、順次手続きのご案内をさせていただきます。(年2回の設定を予定。始期は4月1日と1月1日を予定しています。)

農地中間管理機構を通した利用権設定に移行をお願いいたします。ご不明な点がある場合は、農業委員会事務局までご相談ください。

第51回松伏町農業収穫祭

令和6年11月24日（日）まつぶし緑の丘公園にて「第51回松伏町農業収穫祭」を開催しました。当日は、天気にも恵まれ大勢の来場がありました。くつ飛ばし競争など様々なイベントを開催し、農産物品評会や新鮮野菜の即売会も行いました。多くのお客様がとれたての野菜を購入されていきました。

また、農業用ドローンによる空中散布デモンストレーションを行いました。カメムシの被害防除の有効手段として注目されているため、多くの農業者の方たちが見学されました。



第51回松伏町農業収穫祭表彰式

令和6年12月25日（水）第51回松伏町農業収穫祭表彰式を行いました。



各賞の受賞者は下記の通りです。
農産物の部受賞者名簿（敬称略）

賞 名	受賞者名簿	出 品 名
埼玉県知事賞	山崎 隆彦	彩のきずな（玄米）
埼玉県知事賞	伊藤 みよ子	ねぎ
埼玉県春日部農林振興センター所長賞	（株）あぐりスタジアム	ブロッコリー
農業委員会埼葛地方協議会会長賞	高橋 實	長大根
農業委員会埼葛地方協議会会長賞	板垣 和子	ハツ頭
農業委員会埼葛地方協議会会長賞	吉田 吉造	柿
（株）埼玉県東部流通センター社長賞	石川 裕典	キャベツ
マルセンフーズ（株）社長賞	横川 朝治	こしひかり（玄米）
松伏町長賞	高橋 實	白菜
松伏町議会議長賞	伊藤 信一	かぶ
松伏町農業委員会会長賞	染谷 典男	さといも
さいかつ農業協同組合代表理事組合長賞	岡田 嘉男	こしひかり（玄米）
努力賞	染谷 典男	柿
努力賞	舩田 晃	さつまいも
努力賞	高橋 實	ターサイ
努力賞	菅野 弘子	ハヤトウリ
努力賞	長 和雄	さといも（親いも）

※次回は、2025年11月に農業収穫祭を開催する予定です。自慢の農作物を出品してみませんか？心よりお待ちしております。

令和7年 JAさいかつ管内標準的農作業料金

単位：10a/円

作業の種類		作業料金 (消費税込)	摘 要
水田耕起・代かき	一番耕起（ロータリー）	6,300	
	二番耕起（ロータリー）	5,300	
	三番耕起（ロータリー）	4,700	
	代かき（3回耕起済）	8,400	
	代かき（2回耕起済）	9,500	
	代かき（1回耕起済）	12,100	
	代かき（未耕起）	19,000	
畑耕起	ロータリー耕起	10,500	ハウス内については、10%増
	プラソイラー（10a）	6,300	
育苗・田植	種子温湯消毒（kg当り）	110	4kg1袋・持込引取本人
	育苗（10a・18箱）	20,000	種子代別料金（実費）・当事者間協議
	育苗（1箱）	1,200	
	田植	9,500	
管 理	施肥（元肥）	2,200	40kg以内・20kgごとに200円増
	施肥（追肥）	2,000	1回当り料金
	施肥（珪カル）	2,200	100kg以内・20kg増すごとに200円
	防除（粒・粉・液1回分）	2,000	1回当り料金
	畦畔雑草刈り（1回分）	2,200	周囲全刈・但しカヤ・ヨシは20%増
	畦畔つけ（1m当）	64	片側つけ（動力）
	草刈り（1㎡当）	43	草丈50cm未満・但し以上は50%増
	中間管理手作業	2,200	1時間当たり
	箱施用防除	1,070	農薬は、委託者持ち
	除草剤（畦畔・本田・1回）	1,680	農薬は、委託者持ち
	再生稲刈り	5,300	
	機械による掘ざらい・仕上げ作業	220/m	用排兼用または排水のみ
		120/m	用水のみ
	機械整地	5,500	機械作業（均平作業は除く）1時間当たり
収穫調整	刈取脱穀	22,100	農地が管外の場合、別途2,000円加算 収穫後の粃、玄米運搬料は各々2,000円加算
	刈取脱穀（コシヒカリ・もち米）	23,100	
	刈取脱穀（倒伏一方刈）	31,600	
	乾燥調整	21,000	乾燥もみすり調整
	乾燥調整（コシヒカリ）	22,100	
一貫作業	育苗と田植	27,800	種子代別料金（実費）
	収穫・乾燥（うるち）	42,000	倒伏の場合は、その状況により10%以上徴収する
	収穫・乾燥（コシヒカリ）	44,100	
	収穫・乾燥（もち）	46,200	倒伏の場合は、その状況により20%以上徴収する
管理	休耕田・畑維持管理	実 費	上記の料金に準じ、作業内容により当事者間協議する。

- 備考 1. この料金は標準的な目安として定めた事項であり、特別に措置を要する事項が発生したときは当事者間協議の上で決める。
2. 利用料金の消費税は内税とする。
3. 耕起・整地・田植・収穫・調整・作業の5a未満は5a料金とする。
4. 未整理地区及び作業困難な場所の作業料金は上記料金の10%以上徴収する。
5. 調整・刈取脱穀・調整米麦の配達運賃は別料金とする。
6. 悪条件（荒地・ブル跡地等）の場合は、倍額を限度とし当事者間で協議する。
7. 持込による色彩選別機、利用料金は1袋（30Kg）500円からとする。
8. この標準的作業料金は、令和7年1月1日より適用とする。

松伏町賃借料情報

松伏町における賃借料水準の情報を提供します。

10aあたり

区分	平均額	最高額	最低額	データ数	参 考
田	5,702円	6,000円	5,000円	240件	・物(米)納は89% 【内訳：30kgが100%】 ・金納は11% [うち5,000円が69%、その他が31%]
畑	10,000円	10,000円	10,000円	14件	・物納はなし ・金納が100% [うち10,000円が100%、その他が0%]

※取引実例(令和5年1月から令和5年12月までに設定された賃借料水準)の情報であり、賃借料を決定するものではありません。

※賃借料を物(米)納で設定されている場合は、農協買取価格で金額換算しています。

(米30kg：5,750円、令和5年産 最多取引米：J A米コシヒカリ)

農業者年金に加入しませんか



業者のための年金です。

農業者年金に加入しませんか？

詳しくは、農業委員会事務局またはJAさいかつ農業協同組合までお問い合わせください。

全国農業新聞を購読しませんか



農業を取り巻く様々な情報や、これからの農業経営について新しい知識を分かりやすくお伝えする情報紙です。

お申し込みは、農業委員会事務局までお問合せください。

松伏ふれあい直売所

JAさいかつ松伏ふれあい直売所「マッパーちゃん」では、松伏町で栽培されたお米を取り扱っております。東に江戸川、西に古利根川に囲まれた水の豊かな街で育ったお米です。取り扱っている品種の中で、「松伏産コシヒカリ」、「彩のきずな」がとても人気があります。ぜひご賞味ください。

毎年6月には、とうもろこしの出荷が始まり、「とうもろこしウィーク」が恒例になりつつあります。昨年は、高温による生育不良や害鳥獣被害等により、収穫が予定どおりに進みませんでした。今年は、豊作でたくさん出荷されることを願っております。毎年、問い合わせを多くいただいている「とうもろこしウィーク」は、今年の7月上旬に開催予定です。

昨年は、年末に開催されました「感謝祭」では、景品が当たる「ガラポン抽選会」を開催しました。連日足を運んでくださるお客様にも大好評でした。また、たくさんの方にお正月用のしもちの予約注文をいただきました。

年間を通して新鮮な旬の地場野菜が並びます。加工品として甘酒、麴ジャム、焼き立てパン、あられ、漬物等の販売を行っておりますので、皆様のご来店をお待ちしております。



編集後記

近年は、毎年のように異常気象による高温や大雨、カメムシ類などの害虫が大量発生しています。農業に従事している我々としては、大変厳しい中での農業作業状況ですが、これに負けないよう、より良い農作物を届けられるよう頑張っていきましょう。

農業者の皆様におかれましては、より良い一年であることをお祈りしています。

総務委員長：永野浩司 総務副委員長：須賀喜佐子 総務委員：横川朝治・石塚要・柴田光善・竹内隆